平成30年度「しみずみらい議会」実施要項

1 目 的

議会を疑似体験することで、住民の意思が行政に反映される仕組みを学び、 主権者としての責任感を育むとともに、清水町の未来を考えることで、まちづく りに参画しようとする意識を高める。

2 主 催

清水町

3「本会議」開催日時・場所

<mark>平成 30 年 12 月 26 日(水)</mark>午前 10 時から 清水町議会「議場 I

4 対象者

平成12年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた町内に在住、就学又は就労している者。(高校1年生から3年生相当) 18名以内

5 応募方法

「応募用紙」を期限までに事務局へ郵送・FAX・持参していただくか、E-mail にて御応募願います。

(FAX 又は E-mail での応募の場合、オリエンテーション時に、保護者同意の署名押印した原本を持参願います。)

応募用紙は、所定の用紙を使用してください。 清水町のホームページからダウンロードできます。

応募用紙には必要事項を記入し、興味のあるテーマを6つの中から2つ選んでください。また、応募動機や清水町への思い等あれば自由に記入してください。

※このテーマは、町の総合計画より抜粋した、町の基本目標です。

- (1)人がふれあい快適で住みよいまち(居住環境)
 - ~何でも相談でき、町民の声がまちづくりに伝わるまち~
 - ~誰もがまちづくりに参加するまち~
 - ~快適で地域の特性が生かされたまち~

- ~公共水域を保全するまち~
- (2)安全で安心して暮らせるまち(防災、交通、防犯)
 - ~災害に強いまち~
 - ~歩道も車道も安心して通行できるまち~
 - ~犯罪のない明るいまち~
 - ~町民の生命、財産を守る心強いまち~
- (3)元気な子どもの声が聞こえるまち(子育て、教育)
 - ~子育てしやすいまち~
 - ~ 充実した学校教育を受けられるまち~
- (4)健やかで生きがいを持てるまち(健康、福祉、文化芸術・スポーツ)
 - ~誰もが健康なまち~
 - ~誰にもやさしいまち~
 - ~誰もがいつでも気軽に学べるまち~
- (5)自然と共生し環境にやさしいまち(自然、環境)
 - ~自然とともに生きるまち~
 - ~資源を大切にするまち~
- (6)産業の活力に満ちたにぎわいのあるまち(産業、土地利用)
 - ~産業の振興と活気に満ちた魅力あふれるまち~
 - ~にぎわいを生み出す空間づくりを目指すまち~
- 6 応募条件
 - (1)「事前学習会」に参加できること。
 - (2)保護者の承諾が得られること。
 - (3)世帯員の全員が清水町暴力団排除条例(平成24年条例第16号)に規定する 暴力団員等でないこと。
- 7 応募期間

平成 30 年7月2日(月)~7月 31 日(火)

8 応募・問合せ先

清水町教育委員会事務局 教育総務課 住所:〒411-8650 駿東郡清水町堂庭 210-1 電話:055-981-8221(直通)

FAX 055-976-0249

H P http://www.town.shimizu.shizuoka.jp/

E-mail kyoiku@town.shimizu.shizuoka.jp

9 決定

8月初旬に応募者あてに通知します。(応募者多数の場合、選考を行う)

10 本会議までの日程

開催日	場所	項目	内容
8月20日(月)	役場3階	第1回事前学習会	オリエンテーション
(午後)	大会議室		一般質問内容の検討
9月下旬		第2回事前学習会	一般質問内容の確定
(日時、場所はオリエンテーション			
時に調整)			
10月(必要のある場合、随時)		質問内容調整予備日	質問内容調整(個別)
12月26日(水)	議場	リハーサル	
		本会議	
	第1会議室	昼食•交流会	

11 その他

- •本会議終了後、町長、副町長、教育長、議長等を交えての「交流会」を開催します。
- •本会議当日、しみずみらい議員には昼食を用意します。
- •参加に要する交通費等は自己負担とします。
- •活動中の事故等については、「全国町村会総合賠償補償保険」を適用します。
- ・本会議当日、しみずみらい議員と議会傍聴者にゆうすいポイントを交付します。 (しみずみらい議員には 300 ポイント、議会傍聴者には 100 ポイント)
- •しみずみらい議員には記念品を贈呈します。